

奈良県告示第二百八十三号

昭和六十一年十月奈良県告示第四百三十二号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月一日から施行する。

平成二十八年十月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

二中「釈迦ヶ岳」を「釈迦ヶ岳」に改める。

三中「平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで」を「平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで」に改める。